

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年8月16日認可した。

平成29年9月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	農地耕作条件改善事業（水路改修事業）山池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）河内川西地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）立石原地区
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）有明畑かん地区